

放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立て等について

- NHKでは、放送受信料の支払督促または判決等が確定したにもかかわらず、依然としてお支払いをいただけていない方々に、強制執行の実施を予告したうえで、お支払いをお願いしてきました。
- それでもなお、お支払いをいただけない8人の方々に、本日、その所在地を管轄する地方裁判所に対し、強制執行の申立書を発送しました。
- このうち7人は、6月12日に強制執行の実施を予告した11人のうち、お支払いに応じていただけない方々です。
残る1人は、5月24日に予告し、その後お支払いの意思を示したものの、実際にお支払いをいただけていない方です。
- 今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

■対象者 6都府県 8人

(東京都1※・埼玉県1・京都府1・兵庫県3・奈良県1・三重県1、数字は人数)

※東京都の1人は平成24年5月24日の実施予告対象者

■三重県での強制執行の申し立ては初。

■なお、6月12日に予告した対象者11人のうち、3人(栃木県1、兵庫県1・北海道1)から、支払いまたは支払いの申し出をいただきました。1人(東京都)は対応中です。

- さらに、本日、新たに13人の方々に、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。(支払期限：平成24年7月31日)

【予告の概要】

■対象者 10府県 13人

(神奈川県3・千葉県1・埼玉県1・新潟県1・大阪府1・京都府1・福井県1・福岡県2・長崎県1・香川県1、数字は人数)

■福井県での強制執行の実施予告は初。